

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
文部科学省「こども霞が関見学デー」開催ガイドライン

令和3年4月23日
地域学習推進課長決定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加者の安全確保の観点から以下の対応を行う。

I こども霞が関見学デーの参加者への周知・徹底

1. 子供・保護者等の参加者（以下「参加者」とする）に対する要請事項として、下記について文部科学省ウェブサイト等による周知を行う。

(1) こども霞が関見学デー前

ア) 当日まで、参加者各自において、健康管理を十分に行い、発熱、咳等の症状がある場合は、参加を見合わせること。

イ) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

- ①過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者
- ②過去2週間以内に、同居している者に感染が疑われた者がいる場合
- ③過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置がとられている国・地域）へ訪問したことがある場合

(2) こども霞が関見学デー当日

ア) 以下の事項に該当する場合は、参加を見合わせること。

- ①37.5度以上の発熱があった場合
- ②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ③咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ④普段には無い嗅覚や味覚の異常

イ) 会場内はマスクを着用し、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底すること。
なお、参加者自身で消毒液を持参することを奨励する。

ウ) 会場内の参加者同士（子供とその保護者等を除く）は、最低1m間隔を空けること。

エ) 大声での会話を控えること。

オ) 行列ができた場合、会場運営スタッフの指示に従い、最低1m間隔を空けて整列すること。

カ) 体調が悪くなった場合は無理をせず、帰宅すること。

(3) こども霞が関見学デー終了後

こども霞が関見学デー終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、文部科学省に速やかに報告すること。

II こども霞が関見学デー運営に関する対応

1. こども霞が関見学デー運営スタッフについて

(1) こども霞が関見学デー開催前

ア) 当日まで、スタッフ各自において、健康管理を十分に行い、発熱、咳等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診し、適切な治療を受けるとともに、出勤の可否について医師の診断を仰ぐこと。

イ) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

①過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった者

②過去2週間以内に、同居している者に感染が疑われた者がいる場合

③過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置がとられている国・地域）へ訪問したことがある場合

(2) こども霞が関見学デー当日

ア) 以下に該当する場合は、運營業務をやめ、代わりのスタッフ（当該者と濃厚接触が無い者）がその業務を行う。

①37.5度以上の発熱があった場合

②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合

③咳・咽頭痛などの症状がある場合

④普段には無い嗅覚や味覚の異常

イ) 全てのスタッフはマスクを着用し、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を徹底し、運營業務を行う。

ウ) ゴミの処理業務等の感染リスクが高い業務に従事する場合は、マスクの着用、手洗い・手指の消毒の徹底に加え、手袋を着用し業務を行い、使用した手袋はビニール袋に入れて密封して縛り廃棄する。

エ) 参加者同士の密集や大声で不必要な会話を行わないよう注意喚起を行う。

(3) こども霞が関見学デー終了後

こども霞が関見学デー終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、文部科学省に速やかに報告すること。

2. こども霞が関見学デー会場入場時の対応について

- (1) 会場内への入場は、原則事前に予約をしなければならない。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある参加者は入場しないよう掲示等により呼びかけるとともに、非接触体温計により体温を計測した上で、37.5度以上ある場合は会場に入場させない。
- (3) 入場時に行列が生じる場合は、参加者同士（子供とその保護者等を除く）の距離を最低1m確保するよう誘導する。

3. 会場について

- (1) 各ブースについて
 - ア) 座席の間隔を1m以上確保する。
 - イ) 各イベント開催前後に、5分程度換気を行う。
 - ウ) 各イベント開催前後にドアノブ・机・椅子等の消毒を行う。
 - エ) 各ブースにおいて、咳等の症状がある参加者を確認した場合は、非接触体温計により体温を計測し、37.5度以上ある場合、帰宅するよう案内を行うとともに、医療機関の診察を受けるなど適切な治療を行うよう促す。
- (2) トイレ
トイレに人が密集しないように声掛けを行い、行列ができる場合は必要に応じて、フロアマーカーを設置するなどして、最低1m間隔を空けて整列させる。

4. 感染防止備品の設置について

- (1) 消毒液
会場の入退場口に参加者及び運営スタッフが手指の消毒に使用する消毒液及びドアノブ・机・椅子等を除菌する消毒液を設置する。
- (2) 手袋
ゴミの処理業務等に使用する手袋を準備する。
- (3) 非接触体温計
参加者数に応じた非接触体温計を会場に設置する。
- (4) 飛沫感染の予防
受付場所など参加者と対面する場所は、参加者数に応じたアクリル板などを設置する。
- (5) その他
上記の他、各会場の特性や参加者数に応じた備品について整備する。